

2022年11月11日

第9章：オークションとカルテル

松島経セミ第9回

共謀 (Collusion)、カルテル (Cartel) 談合 (Bidding Ring, DANGO)

カルテル形成： 共謀して低指値、低支払額、低収入

カルテル内で情報共有： 完備情報、ナッシュ均衡分析

明文化された契約は法律違反 (Anti-Trust Act)：
暗黙の協調によるカルテル：繰り返しゲーム

カルテルはとても現実的な問題：
社会実装の際に不可欠になる論点
きめ細かな設計の模索が必要

カルテルはどの入札問題、入札ルールにおいても付きまとう問題点

9.1. 二位価格入札と一位価格入札

二位価格入札は一位価格入札よりカルテルしやすい

Example: Single-Unit

入札者 1 と 2 が共謀すると…売り手の収入ダウン

| | Valuations |
|----------|------------|
| Bidder 1 | 10 |
| Bidder 2 | 8 |
| Bidder 3 | 4 |

⇒

| Bids |
|------|
| 10 |
| 0 |
| 4 |

(Valuations が共有情報でない場合) 非効率な配分も

| | Valuations |
|----------|------------|
| Bidder 1 | 10 |
| Bidder 2 | 8 |
| Bidder 3 | 4 |

⇒

| Bids |
|--------------|
| 0 |
| More than 10 |
| 4 |

二位価格入札にはたくさんナッシュ均衡ある

定理 9-1 : 以下をみたす戦略プロファイル s はみな二位価格入札のナッシュ均衡になる。

$$s_1 > s_2, \quad s_1 > w_2, \quad s_2 < w_1 \quad (\text{入札者 } 1 \text{ 落札})$$

あるいは

$$s_1 < s_2, \quad s_1 < w_2, \quad s_2 > w_1 \quad (\text{入札者 } 2 \text{ 落札})$$

証明 : 非落札者は、落札者の財評価よりも低く指値している

落札者は、非落札者の財評価よりも高く指値している

⇒ ナッシュ均衡成立（要確認）

低い財評価の入札者が落札する、非効率なナッシュ均衡も存在している

「前回はお前が落札したから今度は俺の番だ」

例えば $s_1 = 0, \quad s_2 > 100$

入札者 2 は自身の財評価 70 を大きく超えた指値（100）をしている

意地悪（ spiteful）均衡も存在している

非落札者は相手の財評価ぎりぎりの値を指値 : $s_1 \geq w_1, \quad s_2 \approx w_1$

あるいは

$$s_2 > w_2, \quad s_1 \approx w_2$$

一位価格入札におけるナッシュ均衡では
 二位の入札者の評価以上の収入がもたらされる
 二位価格入札には収入を低くするナッシュ均衡があるが
 一位価格入札にはそのようなナッシュ均衡はない

定理 9-2：入札者二人。 $w_1 \geq w_2$ 、 $S_1 = S_2 = [0, \infty)$ とする。また、同じ指値の場合入札者 1 に落札するとする。この時、二人とも $\min[w_1, w_2] = w_2$ を指値する、つまり $(s_1, s_2) = (w_2, w_2)$ が一位価格入札のナッシュ均衡になる。

証明：入札者 1 が落札し、入札者 1 の利得は $w_1 - w_2 \geq 0$ 、よって非落札時の利得ゼロより損ではない。 $s_1 = w_2$ より高く指値すると、落札できるものの、支払が高くなり損。 $s_1 = w_2$ より低く指値すると、落札できないので得にならない。

入札者 2 は、非落札で利得ゼロ。指値を $s_2 = w_2$ より下げても非落札でゼロ。指値を $s_2 = w_2$ より上げると落札できるが、自身の評価 w_2 より高い支払になり損である。よって $(s_1, s_2) = (w_2, w_2)$ はナッシュ均衡である。 Q.E.D.

定理 9-3 : 定理 9-2 と同じ問題を考える。一位価格入札では落札者が w_2 より低い支払をするナッシュ均衡は存在しない。

証明 : 任意の戦略プロファイル $s = (s_1, s_2)$ を考える。 $s_1 < w_2$ 、 $s_2 < w_2$ とする。落札価格 $\max[s_1, s_2]$ は $\min[w_1, w_2] = w_2$ 未満、つまり

$$\max[s_1, s_2] < \min[w_1, w_2] = w_2$$

である。この場合、非落札者は、落札価格と w_2 の中間の値、つまり

$$\max[s_1, s_2] \text{ と } \min[w_1, w_2] = w_2 \text{ の中間の値}$$

を指値すれば、自身の財評価よりも安く落札でき、非落札時の利得ゼロをうわまわる。このことは $s = (s_1, s_2)$ がナッシュ均衡でないことを意味する。 **Q.E.D.**

ならば
一位価格入札にしておけばカルテル対策は万全か?
そうともいえない...

現実のカルテル： 同じ業者がひんぱんに入札に同席

長期的相互依存関係

「今回カルテルの約束を破ったら、次回からは敵対関係に逆戻りだぞ！」

繰り返しゲーム

9. 2. Multiunit Auction

Uniform Price Auction : Demand Reduction を利用したカルテル

Example: 4 units, 4 bidders

| | 1st | 2nd | 3rd | 4th |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|
| Bidder 1's Valuation | 1 | 1 | 0 | 0 |
| Bidder 2's Valuation | 6 | 5 | 0 | 0 |
| Bidder 3's Valuation | 10 | 9 | 0 | 0 |
| Bidder 4's Valuation | 12 | 7 | 0 | 0 |

Truth-telling の場合 「6」 が Uniform Price

Uniform Price Auction におけるナッシュ均衡：

購入する単位に対しては極端に高い指値を
購入しない単位に対しては極端に低い指値を

| | 1st | 2nd | 3rd | 4th |
|----------------|-----|-----|-----|-----|
| Bidder 1's Bid | 20 | 0 | 0 | 0 |
| Bidder 2's Bid | 20 | 0 | 0 | 0 |
| Bidder 3's Bid | 20 | 0 | 0 | 0 |
| Bidder 4's Bid | 20 | 0 | 0 | 0 |

Discriminatory Auction の方が共謀起こりにくい（一位価格と二位価格の関係）

* 供給量が不確定だと共謀起こりにくい：

4 単位でなく 3 単位供給に変更されたら…
電力市場

Example: 2 units, 2 bidders

| | 1st | 2nd |
|----------------------|-----|-----|
| Bidder 1's Valuation | 10 | 9 |
| Bidder 2's Valuation | 8 | 0 |

例えば以下は Uniform Price Auction におけるナッシュ均衡（ゼロ円入札）

| | 1st | 2nd |
|----------------|-----|-----|
| Bidder 1's bid | 10 | 0 |
| Bidder 2's bid | 8 | 0 |

* Ascending Clock Auction でも
Uniform Price Auction と類似の Demand Reduction 発生
(ゼロ円でせり止まる)

9. 3. VCG Mechanism におけるカルテル

VCG Mechanism は、Private Values の仮定下で
「個々人のインセンティブ」について非常にすぐれた性能をもっている
(DIC)

しかし、「カルテル」を誘発する危険性あり！
(VCG の現実的な利用を妨げている要因のひとつ)

とくに
オークションの前に
非効率な「合併」、「分社」を誘発するので要注意！

Example: 合併

| | 1st | 2nd | 3rd | 4th |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|
| Bidder 1's Valuation | 20 | 0 | 0 | 0 |
| Bidder 2's Valuation | 18 | 0 | 0 | 0 |
| Bidder 3's Valuation | 16 | 0 | 0 | 0 |
| Bidder 4's Valuation | 14 | 0 | 0 | 0 |

入札者 1、2 ともに 16 を支払う

入札者 1, 2 が合併すると…

| | 1st | 2nd | 3rd | 4th |
|------------------|-----|-----|-----|-----|
| Bidder 1+2's Bid | 20 | 18 | 0 | 0 |
| Bidder 3's Bid | 16 | 0 | 0 | 0 |
| Bidder 4's Bid | 14 | 0 | 0 | 0 |

入札者 1 + 2 は 16+14 の支払いですむ

Example: 共謀して虚偽申告

Bidder 1: Complements、Bidders 2 and 3: Substitutes

| | A | B | A + B |
|----------------------|---|---|-------|
| Bidder 1's Valuation | 0 | 0 | 1 0 |
| Bidder 2's Valuation | 1 | 1 | 1 |
| Bidder 3's Valuation | 1 | 1 | 1 |

Bidders 1 に A + B を割り当てるのが効率的

Bidder 1 は 2 を支払う

Bidders 2 と 3 が共謀して嘘を表明すると・・・

| | A | B | A + B |
|----------------|-----|-----|-------|
| Bidder 1's Bid | 0 | 0 | 1 0 |
| Bidder 2's Bid | 1 0 | 0 | 1 0 |
| Bidder 3's Bid | 0 | 1 0 | 1 0 |

Bidders 2 と 3 に割り当て：支払ゼロ

Example : 分社

| | A | B | A + B |
|----------------------|---|---|-------|
| Bidder 1's Valuation | 0 | 0 | 1 0 |
| Bidder 2's Valuation | 0 | 0 | 2 0 |

Bidders 2 に A + B を割り当てるのが効率的、Bidder 2 は 10 支払う ($20 - 10 = 10$)

Bidders 2 が分社して、Bidders 2, 3 になると

| | A | B | A + B |
|----------------------|---|---|-------|
| Bidder 1's Valuation | 0 | 0 | 1 0 |
| Bidder 2's Valuation | 6 | 6 | 6 |
| Bidder 3's Valuation | 6 | 6 | 6 |

嘘を表明すると…

| | A | B | A + B |
|----------------|-----|-----|-------|
| Bidder 1's Bid | 0 | 0 | 1 0 |
| Bidder 2's Bid | 1 0 | 0 | 1 0 |
| Bidder 3's Bid | 0 | 1 0 | 1 0 |

Bidders 2 と 3 に割り当て：支払ゼロ ($6 + 6 - 0 = 12 > 10$)

9.4. 公開型と封印型の優劣

Open bid の方が **Sealed bid** よりカルテルおこりやすい側面あり

産業組織における「カルテルが形成されやすい環境」

利得構造について情報収集、共有しやすい

カルテルによる利益の分け前について合意しやすい

カルテル破りを見つけやすい

カルテル破りにペナルティー与えられる

カルテル以外の参入を阻止しやすい

せり上げ入札は、以上の条件みたしやすい

ex. ゼロ円入札に合意

⇒ メンバーの誰かが指値せり上げ

⇒ 他のメンバーがさらにせり上げて報復

Example: 1 単位、Bidder 1, Bidder 2

Bidder 1 の評価 500円

Bidder 2 の評価 400円

Bidder 2 は「**Bidder 1** の評価は 500円と 300円のどちらか」と予想

せり上げ入札：

| | | | | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| Bidder 1 | 1 0 1 | 2 0 1 | 3 0 1 | |
| Bidder 2 | | 1 5 1 | 2 5 1 | |

Bidder 2 は「**Bidder 1** の評価は 300円でない」ことがわかると退出

⇒ **Bidder 1** に 300円で落札

cf. 2 位価格入札（プロキシ—せり上げ）では「正直」に指値

⇒ **Bidder 1** に 400円で落札

9.5. 電波オークションにおけるカルテル

電波の利用免許を携帯事業者に割り当てる

電波は「国民の財産」である

電波から得られる収益の一部は「国庫」に納められるべきである

高収益の事業者に優先的に配分されるべきである（効率性）

携帯ビジネススタート以前の電波利用配分方式：

「比較聴聞（ヒアリング）」方式

アメリカ：「ヒアリング」「自己申告」「点数制」では携帯ビジネスの収益性はわからない
割り当ての「客観的」判断基準がない。よって国民の利権を守る責任が保てない
業者との癒着体質になりかねない。深刻なガバナンスの失敗をおこしかねない
民主主義的な決定手続きを踏み外しそうだ

⇒ 比較聴聞から**「くじ引き方式」**へ切り替え！

しかし大失敗：投機目的のインチキ業者大挙参入。まともな業者いない

理由は：いくら参入を促進したとはいえ、競争して勝てるわけではない

真面目にやるのは損。競争的なルールが必要だ

⇒ オークション導入へ！（1994年）

オークション導入の失敗例：1990年ニュージーランド

複数免許を同時に封印入札（同時2位価格入札）

指値の数値例：3免許（実はほぼ同質だった）

| | 財1 | 財2 | 財3 |
|----|-----|-----|----|
| A社 | 100 | 100 | 0 |
| B社 | 50 | 50 | 20 |
| C社 | 10 | 10 | 10 |
| D社 | 15 | 15 | 15 |

⇒ 価格ばらばら、低収入、配分効率性うたがわしい
 A社「二つもいらない。財3だけ指値すればよかったです」

1994年：米国で本格的な電波オークション導入

ゲーム理論家（Milgrom, McAfee, Wilson, Plott）が設計：New Design！

S M R A (Simultaneous Multi-Round Ascending Auction)

おびただしい数の周波数免許を、同時に「封印入札」（ただし一位価格入札）

これを複数ラウンド繰り返す

各ラウンド、各免許について、最高値の入札者を「暫定落札者」とする

ラウンドを繰り返してせり上げていく

全免許でせり上げが停止したら終了

S M R A (Simultaneous Multi-Round Ascending Auction)

「裁定 (Arbitrage)」による競争原理
安めの免許が次のラウンドでせり上げられる
⇒ よりほしがっている企業に落札可能に
(同じような免許は同じような価格になる)

せり上げ競争過熱により高額の国庫収入
400億ドル以上
(事前予想は100億ドル以下)
「まだ見ぬ携帯ビジネスの正体はオークションによって白日の下にさらされた」
「いやいや I T バブルだ」

電波オークションとカルテルの歴史 (政策当局の無理解の歴史...)

1999年ドイツ（2G最後期SMRA）

入札参加企業少ない： 價格高騰を警戒し参加せず

既存企業は「暗黙の共謀」： 低価格で分け合う

免許10ブロック、入札企業2社、指値は最高値の10%増し以上、**Jump Bid OK**

| | ブロック1～5 | ブロック6～10 |
|--------|------------|----------|
| 企業1の指値 | 1818万 (DM) | 2000万 |
| 企業2の指値 | 1600万 | 1600万 |
| | ↓ | |
| 企業1の指値 | 1818万 (DM) | 2000万 |
| 企業2の指値 | 2000万 | 1600万 |

⇒ **Bidder 2** はブロック1～5、**Bidder 1** はブロック6～10落札：Why?

2000年オランダ（3G、SMRA）

5免許に5既存企業（同数は最悪）：共謀しよう！

- ⇒ 有力外国企業参加せず： 既存企業とパートナーシップ（ex. NTT）
- ⇒ 有力新規企業参加せず： 事前に既存企業と取引
- ⇒ 結局1新規企業（Versatel, 弱い）のみ参加
- ⇒ せり途中で Telfort（既存企業）から「別件で法的措置とるぞ」の脅し
- ⇒ Versatel せり上げやめ
- ⇒ 共謀成立：5免許を5既存企業で低価格で分け合う

なぜ競争法（Antitrust Act）が適用されなかったのか？？？？？

2000 年イタリア (3G、SMRA)

免許の数を、参加企業数より少なくなるように、政府が隨時調整
 ⇒ 企業集中加速、容易に共謀....

2000 年スイス (3G、SMRA)

4免許、4既存企業、ゼロ新規企業（オランダ同様の手口）
 最低入札価格を非常にひくく設定、しかも共謀認める（？）
 最低入札価格で、なんら競争なく落札
 最初から無意味な入札。ひどい無理解による政策ミスとして有名

2000 年ドイツ (3G、SMRA)

SMRAを複雑化（私にもわかりにくい）
 热狂的せり上げ競争（相対的地位争い？）で価格高騰：支払不履行

2000 年オーストリア (3G、SMRA)

ドイツとほぼ同じルール
 企業は学習済み：SMRAと実質的に同じ
 少ない参加企業、共謀成立

第9章終了

宿題（9）を提出すること